

盛岡市監査委員告示第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 9 月 27 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和元年 7 月 30 日付け 1 盛監第 24 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市立病院に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

1 盛病総第 78 号
令和元年 9 月 20 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 7 月 30 日付け 1 盛監第 24 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局総務課）

- (1) 薬品代の支払に当たり、債権者以外の者に支払っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 前金払いをした委託契約に係る完了検査が行われていないもの
 - イ 業務完了届が提出されていないもの
 - ウ 仕様書に定める連絡責任者が選任されていないもの
- (3) 特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので適正な事務の執行を求める。
 - ア 本人確認を行っていないもの
 - イ 個人番号届出書に本人確認書類の記入がないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ア 指摘事項(1)について
課内において支払事務に係る作業手順を再確認するとともに、チェック体制を見直し、再発防止に努めることとした。
- イ 指摘事項(2)について
業務委託契約に関する事務を行うに当たり、契約関係規定等に基づき適正な事務を執行するよう課員へ周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

「報酬等の支払いに係る個人番号の取扱いについて（平成 27 年 12 月 24 日付け会計課長通知）」に基づき、個人番号収集方法について適正な事務を執行するよう課員へ周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、支払伝票の決裁時に、入力項目の誤りについて課内のチェック体制が不十分だったことによるものである。

今後は、支払伝票の事務処理に当たり、決裁経由者が重点的に確認する項目を分担し、書類全体の確認のほか、特に担当項目について責任を持ってチェックする体制とし、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、担当者の関係規定等についての理解不足、事務内容の確認不足に加え、課内のチェック体制が不十分だったことによるものである。

今後は、令和元年度契約分から取組を始めた複数の職員による契約事務チェックシートを活用した確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、個人番号の収集に当たり、適正な本人確認方法について職員の理解が不十分だったことによる。

今後は、本人確認に当たっては、「報酬等の支払いに係る個人番号の取扱いについて（平成 27 年 12 月 24 日付け会計課長通知）」に基づき、適正な方法により本人確認を行うとともに、複数の特定個人情報取扱者によるチェックを徹底することとし、再発防止に努める。

1 盛病医第1号
令和元年9月20日

盛岡市監査委員 村田 芳三
盛岡市監査委員 菅原 和彦
盛岡市監査委員 小山田 正美
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年7月30日付け1盛監第24号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局医事課）

業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
- (2) 業務完了届が提出されていないもの
- (3) 業務完了前の完了年月日が記載された業務完了届を受理しているもの
- (4) 仕様書に定める業務責任者届が提出されていないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

業務委託契約に関する事務を行うに当たり、専決代決規程及び契約関係規定等に基づき適正な事務を執行するよう課員へ周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者の関係規定等についての理解不足、事務内容の確認不足に加え、課内のチェック体制が不十分だったことによるものである。

今後は、令和元年度契約分から取組を始めた、複数の職員による契約事務チェックシートを活用した確認を徹底し、再発防止に努める。